

南紀白浜空港特定運営事業等

実施方針

平成30年5月25日

和歌山県

【目次】

第 1. はじめに	1
第 2. 特定事業の選定に関する事項.....	2
1. 特定事業の事業内容に関する事項.....	2
(1) 事業の名称.....	2
(2) 公共施設等の管理者の名称	2
(3) 担当課	2
(4) 本事業の背景・目的	2
(5) 本事業に対する民間事業者への期待.....	2
(6) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	3
(7) 本事業の範囲	5
(8) 事業期間	8
(9) 事業方式	9
(10) 本事業における運営権者の収入	12
(11) 費用負担.....	12
(14) 要求水準書の体系.....	13
(15) 財務情報等の報告・開示	14
2. 特定事業の選定に関する事項.....	14
(1) 選定基準.....	14
(2) 選定結果の公表	15
第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	16
第 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
1. リスク分担の基本的な考え方.....	17
(1) 不可抗力	17
(2) 瑕疵担保責任.....	17
(3) 特定法令変更等	18
(4) 緊急事態	18
2. 運営権者の責任の履行確保に関する事項	18
(1) 運営権者によるセルフモニタリング	18
(2) 県によるモニタリング.....	18
3. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き	19
(1) 運営権の処分.....	19
(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	19
第 5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1. 本事業の対象施設	20
2. 対象施設の立地に関する事項.....	20
(1) 所在地等	20
(2) 空港用地等の貸付について	20

第 6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	21
1. 実施契約に定めようとする事項	21
2. 疑義が生じた場合の措置.....	21
3. 管轄裁判所の指定	21
第 7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	22
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
2. 金融機関又は融資団と県との協議.....	23
第 8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	24
2. 財政上及び金融上の措置に関する事項.....	24
3. その他の措置及び支援に関する事項	24
第 9. その他本事業の実施に関し必要な事項	25
1. 本事業に関連する事項	25
(1) 本事業の実施に関して使用する言語	25
(2) 債務負担行為に係る議会議決.....	25

第 1. はじめに

和歌山県（以下「県」という。）では、紀南地域の玄関口たる南紀白浜空港（以下、「本空港」という。）を活用して交流人口の拡大による地域活性化を目指している。

そのため、本空港の空港施設の拡充や運営のあり方について、県の基本的な考え方を示すとともに、民間の自由な発想に基づく機動的で柔軟な空港運営を可能とするための南紀白浜空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の事業者から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とし、以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下、「SPC」という。）に対して、地方管理空港運営権者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「民活空港運営法」という。）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者をいい、以下「運営権者」という。）としての公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいい、以下、「運営権」という。）を設定するとともに、南紀白浜空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を指す。）を締結し、本事業を実施させることを計画している。

本書は、空港運営事業に係るPFI法及び民活空港運営法に基づく特定事業の選定、本事業を実施する優先交渉権者の選定、優先交渉権者の設立したSPCに対する運営権者としての運営権の設定、及び、運営権者との間で実施契約の締結を行うに当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン、及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン等に則り、本事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）として定めるものである。

第 2. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

南紀白浜空港特定運営事業等

(2) 公共施設等の管理者の名称

和歌山県知事 仁坂 吉伸

(3) 担当課

和歌山県県土整備部港湾空港局 港湾空港振興課

所在地：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地 和歌山県庁南別館 8 階

電話番号：073-441-2420

電子メールアドレス：e0824001@pref.wakayama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/index.html>

(4) 本事業の背景・目的

本空港は、県が設置・管理する地方管理空港であり、平成 29 年 10 月現在、東京国際空港（羽田）に 1 日 3 往復が就航している。旅客数は、平成 20 年度の 15.1 万人をピークに、平成 23 年の紀伊半島大水害のときに 9.1 万人まで落ち込み、その後、空港利用促進の努力もあり、平成 27 年度は 12.7 万人まで回復している。また、開港当初からの約 20 年間で、国内チャーター便は 19 便 2,032 人、国際チャーター便は 114 便 13,927 人の実績がある。

近隣には、高野山や熊野古道に代表される世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、ラムサール条約湿地に登録された串本の海、山・川・海にある多数のすばらしい温泉、中国以外では世界最多のパンダ、全国で 6 番目に多い国宝・重要文化財、南紀熊野ジオパークなど、多彩な観光資源があり、昨今ではインバウンド需要の高まりにより、外国人観光客が増加傾向にある。また、豊かな自然を背景とし、梅やみかんなどの果樹、海産物等の食材の宝庫となっており、一昨年には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に登録されている。加えて南紀白浜エリアでは、IT 企業の誘致も進められている。

上記のような観光資源や新たな企業誘致の取組みを背景に、和歌山県では民間事業者による空港基本施設等とターミナルビルの一体運営の実現などにより、チャーター便など新たな航空ネットワークの拡充によるさらなる交流人口の拡大及び空港運営の効率化を図ることを目指している。

(5) 本事業に対する民間事業者への期待

A) チャーター便を含む航空ネットワークの拡充

民間事業者による顧客志向に立脚した機動的で柔軟な空港運営により、空港の重要な顧客であるエアラインの利便性向上を図り、新たな航空需要の創出が期待される LCC（Low Cost Carrier：格安航空会社）の就航や既存のエアラインの就航路線の維持・拡充、国際線チャーター便の就航を図るとともに、旅客の利便性及び満足度の向上と航空旅客数の増大に努めることが求められる。

また、現ターミナルビルにおいては、国際線チャーター便対応に際し、CIQ による

対応可能時間に制限がある等、機能上の制限があることから、将来の空港需要に合わせた規模、内容にて国際線受入機能を有したターミナルの配置計画を検討する必要がある。

B) 国際線受入機能を有したターミナルの配置計画の提案

現在、本空港での国際線チャーター便の受入は、国内定期便の隙間時間での対応となるため、発着可能時間が制限されていることに加え、C I Q施設等の国際線受入機能の不足が航空路線誘致の際の障壁となっている。そのため、C I Q施設等の設置（常時設置に限らない。）を含めた国際線受入機能を拡充する必要があることから、本募集において、当該機能を有したターミナルの配置計画の提案を受け付けることとする。提案については、県及び民間事業者にとって合理的な手法が求められる。

C) 県財政の効率化

現在、本空港においては、運営等について大幅な支出超過となっている。そのため、民間事業者の経営ノウハウや経営規律を導入し、空港基本施設等とターミナルビルの一体運営などによるコスト圧縮や、ターミナルビルにおける収入の増加等により、現在県が負担している赤字額を可能な限り縮減することなどが求められる。

また、民間事業者に空港運営等を任せただけであっても、航空機の運航や旅客の利用に支障が生じることのないよう、空港基本施設等及びターミナルビル等の運営等を適切に行い、航空会社及び利用者が安心して空港を利用できるサービス水準を維持するなど、空港運営等を継続的に安定して行う体制を確保する必要がある。

上記にあたっては、民間事業者、県及び地域がその役割に応じたリスク及びコストを分担しながら一体となって取り組む新たな空港経営を目指すことが求められる。

D) ターミナルビル利用客の増加

本空港は、主に航空機利用者が利用する施設であるが、全国有数の観光地に立地することから、観光客や地域周辺の人が集えるなど交流人口の増加や賑わい創出などによる新たな活用が期待される。

(6) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

A) 法令

- ① P F I 法
- ② 民活空港運営法
- ③ 空港法（昭和31年法律第80号）
- ④ 航空法（昭和27年法律第231号）
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ⑨ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- ⑩ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ⑪ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑰ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ⑳ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ㉑ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ㉒ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ㉓ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ㉔ 砂防法（明治30年法律第29号）
- ㉕ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ㉖ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ㉗ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ㉘ 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ㉙ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ㉚ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ㉛ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ㉜ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ㉝ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ㉞ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
- ㉟ その他関係法令

B) 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和36年条約第7号）
- ③ その他関係条約

C) 県条例・規則等

- ① 南紀白浜空港条例（昭和43年3月30日条例第8号）（以下「空港条例」という。）
- ② 南紀白浜空港管理規則（昭和43年3月30日規則第30号）
- ③ 和歌山県環境基本条例（平成9年10月9日条例第41号）
- ④ 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年7月14日条例第38号）
- ⑤ 水質汚濁防止法第3条に基づく排水基準を定める条例（昭和47年7月14日条例第33号）
- ⑥ 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成8年10月11日条例第41号）
- ⑦ 和歌山県文化財保護条例（昭和31年9月29日条例第40号）
- ⑧ 和歌山県建築基準法施行条例（平成13年3月27日条例第23号）
- ⑨ 和歌山県屋外広告物条例（昭和59年3月24日条例第10号）
- ⑩ その他県関係条例・規則等

D) 県計画等

- ① 和歌山県長期総合計画（平成29年4月）
- ② 和歌山県長期人口ビジョン（平成27年6月）
- ③ 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年6月）
- ④ 観光振興アクションプログラム2017（平成29年4月）
- ⑤ 和歌山県公共施設等総合管理計画（平成29年3月）
- ⑥ 第4次和歌山県環境基本計画（平成28年3月）
- ⑦ 和歌山県危機管理計画（平成28年3月改訂）
- ⑧ 和歌山県地域防災計画（平成28年度修正）
- ⑨ その他関係計画等

E) 基準等

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）
- ② 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成30年3月改訂）
- ③ 空港土木施設の設置基準・同解説（平成29年4月）
- ④ 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ⑤ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針等
- ⑥ Airport Development Reference Manual
- ⑦ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑧ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑨ 和歌山県屋外広告物ガイドライン（平成24年3月）
- ⑩ その他関係基準等

(7) 本事業の範囲

本事業の業務範囲は以下に掲げる項目とする。なお、運営権者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、県に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約及び要求水準書において示す。

A) 空港運営等業務

運営権者は、運営権設定対象施設（第5. -1. に定める運営権設定対象施設をいう。なお、国際線受入機能を有したターミナルの工事が完了した場合は、当該施設も含めて、運営権設定対象施設という。以下同じ。）について、要求水準に基づいて維持管理（補修・保守等）¹を行うことになるが、維持管理（補修・保守等）のうち資本的支出に該当する部分については、当該部分を県の所有に属した上で、運営権者が運営等

¹ 本事業においては、施設の機能及び性能の保持を目的とする日常的な行為及び施設の機能や劣化の状態を確認する行為、並びに施設の部分的な機能や性能の異常を回復させる行為のほか、第2.1. (7) -B) -b)に記載する補助対象施設更新投資以外の更新・改良をいう。

を行うものとする。

なお、県は、公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、維持管理（補修・保守等）を行うことがある。

① 空港基本施設等の維持管理業務

- ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修・保守等）業務
- ・構内道路、排水施設等の維持管理（補修・保守等）業務
- ・建築物及び建築附帯設備の維持管理（補修・保守等）業務

② 空港基本施設等の運営業務

- ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の運用
- ・構内道路、排水施設等の運用
- ・雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ・飛行場面の保守・点検業務（スポットの運用業務、滑走路点検等）
- ・制限区域の安全管理業務
- ・障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ・空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ・鳥獣対策業務
- ・空港消防業務
- ・空港救護業務
- ・着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 13 条第 1 項）並びにその収受

③ 空港航空保安施設等運営業務²

- ・空港航空保安施設の使用料金³の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 2 項、航空法第 54 条第 1 項）並びにその収受（空港航空保安施設の使用料金を設定する場合に限る。）
- ・航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設の維持管理（補修・保守等）業務
- ・航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設の運営業務

④ 浄化槽施設運営等業務

- ・浄化槽施設の利用に係る料金の設定及び収受⁴
- ・浄化槽施設の維持管理（補修・保守等）業務
- ・浄化槽施設の運営業務

⑤ 空港用地等維持管理業務⁵

- ・空港用地等の維持管理（補修・保守等）業務

⑥ 駐車場施設等運営等業務

² 空港用地外において県が白浜町から占用許可を受け、町有地に設置している航空灯火及び県が所有者と土地賃貸借契約を締結し、民有地に設置している航空灯火の運営等業務を含む。なお、白浜町からの占用許可の維持については、県が行う。

³ 現在、県では航空保安施設の使用料金を徴収していないが、利用者やエアラインの利便性向上等に配慮した上で、使用料金の設定及び収受を提案することは可能である。

⁴ 現在、県が所有する浄化槽に係る光熱水費（利用料金）は、国、県、ビル施設事業者、航空運送事業者で按分の上、県が料金を収受している。

⁵ 空港用地等維持管理業務のうち、空港用地（非県有地）の維持管理業務は、民活空港運営法第 2 条第 6 項第 4 号の事業に含まれるが、本空港の空港用地のうち県が所有権を有する部分の管理業務と一体として取り扱うため、空港用地（非県有地）の維持管理業務も空港運営等業務に含めるものとする。

- ・ 駐車場施設等の利用料金⁶の設定及び収受（駐車場等の利用料金を設定する場合に限る。）
- ・ 駐車場施設等の維持管理（補修・保守等）業務
- ・ 駐車場施設等の運營業務
- ⑦ 環境対策業務
 - ・ 「航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)」に係る騒音測定業務に対する協力
- ⑧ 展望広場（エアポートパーク）運営等業務
 - ・ 展望広場の維持管理（補修・保守等）業務
 - ・ 展望広場の運營業務
- ⑨ 国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務
- ⑩ 航空機給油サービス業務⁷

B) その他附帯する事業

a) 空港用地等の貸付業務

- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地及び工作物等貸付業務
- ・ 県が指定する者への有償での土地及び工作物等貸付業務
- ・ その他第三者への土地又は工作物等貸付業務

b) 運営権設定対象施設のうち補助対象施設に係る更新投資

運営権設定対象施設のうち、空港の基本となる施設である滑走路、誘導路等、県が定める施設⁸に対する更新・改良（以下、「補助対象施設更新投資」という。）については、原則、県が事業主体として実施するが、運営権者が事業主体として実施する旨の提案を行った更新投資は運営権者が実施するものとする。

運営権者が更新投資を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

c) ビル施設運営等業務

運営権者は南紀白浜空港ビル株式会社（以下「ビル施設事業者」という。）の株主から株式を譲り受け、自ら又はビル施設事業者をして、業務を実施するものとする。主な運営等業務は以下のとおりである。

- ・ 航空運送事業者に対する施設貸付業務
- ・ テナント等に対する施設貸付業務
- ・ 会議室貸出業務
- ・ 警備業務
- ・ その他ビル施設の運営等業務（運営権者が、自らの判断で行う要求水準を充足する

⁶ 現在、県では駐車場に係る利用料金を徴収していない。

⁷ 航空機給油サービス業務については、運営権者が、空港用地等の貸付業務として航空機給油関連事業者等に対して土地の貸付を行い、同事業者又は同事業者から受託した者が、本空港において当該業務を実施している期間は、運営権者が当該業務を自ら実施する義務を負わないが、その他の期間においては、運営権者が実施する義務を負う。

⁸ 本空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン及び照明施設、空港用地その他附帯施設（排水施設等）をいう。

整備⁹を含む。)

- ・旅客取扱施設利用料の設定及び収受

d) 国際線受入機能を有したターミナル関連業務

① 国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務

県が設計及び施工を行い新設する国際線受入機能を有したターミナルについて、県は運営権を設定する。当該ターミナルについて、運営権者又はビル施設事業者は運営等業務を行う

e) 規程の策定等

- ・空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 12 条）
- ・空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2）

f) ハイジャック等防止対策に関する費用負担

「ハイジャック等防止対策要綱」（昭和 48 年閣議決定）に基づく保安検査に関する保安検査機器・保安検査費用の現在の県による 2 分の 1 負担については、要求水準に基づいて、運営権者に引き継がれるものとする。

g) 空港法第 14 条に定める協議会等への参画

運営権者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うため、空港法第 14 条の規定に基づき設置を予定している協議会及び県内外からの空港の利用促進を図ることを目的として設置した南紀白浜空港利用促進実行委員会の構成員になるものとする。

C) 任意提案業務

運営権者は、本事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関連法令等を順守し、風俗営業その他これに類する用途や暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる¹⁰。

(8) 事業期間

A) 事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき、空港運営等業務、空港用地等の貸付業務、補助対象施設更新投資、国際線受入機能を有したターミナル関連業務及びその他（以下これらを総称して「空港運営事業」という。）を実施する期間（以下「空港運営事業期間」という。）、及び、空港運営事業に先行して運営権者がビル施設事業者の発行済株式（以下「ビル施設事業者株式」という。）を取得した上でビル施設運営等業務及び任意提案業務を実施する期間（以下「ビル施設運営等業務期間」という。）

⁹ 本事業においては、維持管理（補修・保守等）に限らず、新たな施設の建設及び施設等の再整備等もいう。

¹⁰ 本事業開始後において随時、県と協議のうえ実施することができる。

から構成される。

空港運営事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、空港運営事業が開始された日（以下「空港運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の10年後の応当日の属する年度の末日（以下「空港運営事業終了日」という。）までをいう。

ビル施設運営等業務期間は、運営権者がビル施設事業者株式を取得するなど実施契約に定める条件を充足することによりビル施設運営等業務が開始された日（以下「ビル施設運営等業務開始日」という。）から、空港運営事業終了日までをいう。

以上より、本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、ビル施設運営等業務開始日から、空港運営事業終了日までとする。

B) 空港運営事業期間の延長

運営権者が、県に対して、空港運営事業終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、第2. -1. - (8) -C) の規定の範囲内で10年以内の運営権者が希望する期間だけ、空港運営事業期間及びビル施設運営等業務期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「オプション延長」という。）。ただし、オプション延長の実施は、県の費用負担が軽減されること（第2. -1. - (11) -A)、B) 又はC) に定める費用負担額を見直すこと等）を条件とする。オプション延長の実施は1回に限るものとし、例えば5年間の延長を希望した後に、さらに5年間の延長を希望することは認められない。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から10年後の応当日の属する年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、空港運営事業期間の延長があった場合を含め、いかなる理由によっても平成51年3月31日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）

運営権の存続期間は空港運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(9) 事業方式

A) 運営権の設定等

県との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を目的とするSPCを設立する。

SPCは、県から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、県との間で実施契約を締結し、実施契約に定める空港運営事業開始予定日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

B) 関連動産の借受又は譲受方法

運営権者は、本事業の実施に必要な県所有の動産（以下「関連動産」という。）のうち運営権者貸付対象資産について、関連動産使用貸借契約書の定めるところにより、空港運営事業開始日に県から無償貸付を受ける。また、関連動産のうち運営権者譲与対象資産については、関連動産譲与契約書の定めるところにより、運営権者が県から譲与

(無償譲渡)を受けることによって取得、所有する。

運営権者貸付対象資産(県が定める特に重要な動産(以下「重要動産」という。))を除く。)の更新(不要となった運営権者貸付対象資産(重要動産を除く。))の破棄を含む。)又は維持管理(補修・保守等)が必要な場合は、運営権者が実施するものとし、更新後の運営権者貸付対象資産(重要動産を除く。))の所有権は運営権者に帰属するものとする。

重要動産の更新が必要な場合は、県が費用負担し、更新後の重要動産の所有権は県に帰属するものとする。

C) ビル施設事業者株式の譲受方法

実施契約を締結した運営権者は、ビル施設運営等業務開始予定日(実施契約に定める。)までにビル施設事業者株式をその株主(以下「ビル施設事業者株主」という。)から譲り受ける。

県は、上記株式の譲受方法に関して県以外の全てのビル施設事業者の株主との間で、各株主の保有する株式について株式譲渡予約契約が締結されており、運営権者に対して同契約に基づくビル施設事業者株式に係る予約完結権を含む同契約上の地位が譲渡されることに合意している。また県は、県の保有するビル施設事業者株式を運営権者に譲渡する。

運営権者は、同契約に基づき県から上記予約完結権を譲り受けて行使するとともに、県が保有するビル施設事業者株式を県から譲り受けることで、ビル施設事業者の全ての株主から総額4億円にて株式を取得する。

なお、株式譲渡によることから、ビル施設事業者の従業員及びビル施設事業者が締結している各種契約については、特段の事情がない限り、運営権者に承継されることになる。¹¹

県は、ビル施設事業者株式譲渡予約契約の各関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない。

D) ビル施設の取扱い

運営権者は、空港運営事業期間の終了後に県がビル施設を優先的に買い取ることが出来る権利を確保するため、ビル施設運営等業務開始日後遅滞なく、ビル施設事業者をして、県との間で、ビル施設につき県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させるものとする。かかる売買の一方の予約契約におけるビル施設の売買価格は時価(実施契約に定める方法により決定される金額)とする。

ビル施設事業者は、ビル施設事業者の費用負担において、かかる売買の一方の予約契約に基づき、ビル施設について、県に対する所有権移転請求権仮登記を設定するものとし、かかる仮登記は他の権利設定(担保設定を含むがこれに限らない。)に優先する順位保全効を有するものとする。

¹¹ 運営権者は、ビル施設事業者株式取得後においても、特段の事情がない限り、引き続きビル施設事業者の従業員を、当該株式の取得時における雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用するものとする。また、運営権者がビル施設事業者株式の取得後にビル施設事業者の従業員の雇用条件を変更する場合には、適用のある労働関連法令を遵守することが必要である。

E) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a) 運営権

空港運営事業終了日に、消滅する。

b) 運営権者の資産等

空港運営事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設及び空港用地（非県有地）を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

また、県又は県の指定する者は、運営権者及びその子会社又は関連会社（以下「運営権者子会社等」と総称する。）の所有する不動産及び運営権者子会社等の発行株式を時価にて買い取ることができる。なお、県が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、県は当該実施者をして、当該不動産及び株式の全部又は一部を時価にて運営権者又は運営権者子会社等から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者及び運営権者子会社等が所有するその他の資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、実施契約に定めるところによる。

第2. -1. - (7) -B) -a) に定める空港用地等については、空港運営事業終了日をもって空港用地等の行政財産等使用貸借契約が終了するため、運営権者は原則として自らの責任及び費用負担により実施契約締結前の状態に復して、県に返還しなければならない。ただし、以下の資産が存する部分については、現状有姿で返還するものとする。

- i) 運営権設定対象施設
- ii) 県又は県の指定する者と運営権者との間で買取について合意した資産
- iii) 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する者が、引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した不動産又は動産
- iv) 県が所有する不動産及び動産並びに県が別途指示した不動産及び動産

c) 業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として空港運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

d) 県から運営権者への職員の派遣

運営権者は、希望する場合には、本空港の運営等業務に関連する県職員の派遣を求めることができる。派遣する職種、最大派遣人数等は競争的対話を通じて決定する。なお、派遣職員に係る人件費については、県の水準を基本とし、運営権者の負担とする。その他の勤務条件等の詳細は、空港運営事業開始予定日前に県職員の任命権者と運営権者との間で締結する取決めにおいて規定する。

e) 運営権者が支払う運営権対価

運営権対価は0円とする。

(10) 本事業における運営権者の収入

本事業における運営権者の収入は次のとおりとする。

A) 着陸料等の収入

運営権者は、空港運営等業務によって得られる着陸料等を収受し、収入とすることができる。

B) 空港航空保安施設に係る使用料金の収入（航空保安施設の使用料金を設定する場合）

運営権者は、空港航空保安施設に係る使用料金を設定する場合のみ、当該料金を収受し、収入とすることができる。

C) 空港用地等の貸付料収入等

運営権者は、空港用地等の貸付業務を実施し、当該貸付に係る貸付料を収受し、収入とすることができる。

D) ビル施設関連収入

ビル施設及び国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に係る一切の収入は、運営権者が自ら又はビル施設事業者をして、収受し、収入とすることができる。

(11) 費用負担

本事業に要する費用負担は以下のとおりとする。県の負担予定額の詳細は応募者からの提案によるほか、県と応募者とが協議のうえ、実施契約に定める。なお、県が負担するものと定めた費用以外の費用は、県は一切負担しない。

A) 空港運営等業務に要する費用

空港運営等業務（ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。）の実施にあたり、県の負担を要する場合には応募者からの提案額をサービス購入料として県が負担することとする。ただし、サービス購入料の提案額については、10年間の総額で、以下の上限額を超えてはならないものとする。

サービス購入料	上限額 3,100,000 千円
---------	------------------

サービス購入料はAとBから構成され、空港を運営する上で固定的な費用をサービス購入料A、それ以外の変動部分の費用をサービス購入料Bとする。

B) 補助対象施設更新投資に要する費用

補助対象施設更新投資については、原則、県が事業主体として実施し、費用負担するが、運営権者自らが実施するものとして提案した更新投資に要する費用は、運営権者が負担するものとする。

C) 国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に要する費用

新たなターミナル整備に伴うターミナルの運営等業務に要する増加費用（収支差額等）を県が負担する。負担額については、県と運営権者が協議の上決定するものとする。

D) 任意提案業務に係る整備等

任意提案業務の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断と費用負担において整備等を行うことができるものとする。

任意提案業務として整備等を行った施設のうち、空港用地内に存するものについては、事業期間終了に伴い、原則として、運営権者が自らの責任及び費用負担により処分するものとする。ただし、県が空港の運営に有益であると認める場合は、県は運営権者に対し、実施契約に定めるところに従いあらかじめ県と合意された手続きで、当該施設的所有権を無償で引き渡すよう求めることができる。

なお、任意提案業務として整備等を行った施設のうち、空港用地外に存するものについては、この限りでない。

(14) 要求水準書の体系

県は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を定める。

要求水準書の体系は以下のとおりである。

業務範囲		要求水準書の構成
業務区分	業務内容	章名称
—	—	I. 総則
A) 空港運営等業務	①空港基本施設等の維持管理業務	II-1. 空港運営等業務に関する要求水準
	②空港基本施設等の運営業務	II-2. 南紀白浜空港供用規程に関する要求水準
	③空港航空保安施設運営等業務	II-3. 南紀白浜空港保安管理規程（セイフティ編）に関する要求水準
	④空港用地等維持管理業務	II-4. 南紀白浜空港保安管理規程（セキュリティ編）に関する要求水準
		II-5. 空港運営等業務に関するその他の要求水準
	⑤浄化槽施設運営等業務	— ¹²
	⑥駐車場施設等運営等業務	III. 空港運営等業務（駐車場施設等）に関する要求水準
	⑦環境対策業務	— ¹³
⑧展望広場（エアポートパーク）運営等業務	IV. 空港運営等業務（展望広場（エアポートパーク））に関する要求水準 ¹⁴	

¹² 浄化槽施設運営等業務は、浄化槽法等の関係法令等に即し、保守点検・修繕・法定検査受検業務等を適切に行うものとする。

¹³ 県が航空機騒音に係る騒音測定業務を実施する際は、業務の範囲内にて協力すること。

¹⁴ 展望広場運営等業務は、実施契約に基づいて行うものとする。

	⑨国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務	- ¹⁵
B) 空港用地等の貸付業務	-	- ¹⁶
C) 運営権設定対象施設のうち補助対象施設に係る更新投資	-	-
D) ビル施設運営等業務	-	V. ビル施設運営等業務に関する要求水準
E) その他運営権を選択する場合に必須となる業務	①着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその收受	-
	②規程の策定等	-
	③ハイジャック等防止対策に関する費用負担	VI. 航空保安対策の費用分担に関する要求水準
	④空港法第14条に定める協議会等への参画	- ¹⁷

(15) 財務情報等の報告・開示

運営権者は、空港運営事業期間中、各事業年度の終了日後、当該運営権者の以下の情報を県に報告するとともに、実施契約において公表を求める部分については、当該運営権者のホームページ等で内容を公表するものとする。

- A) 会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類（会計監査人による監査済のもの）
- B) 会社法第 435 条第 2 項に定める事業報告
- C) 運営権者が会社法第 2 条第 5 項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項
- D) 計算書類に係る附属明細書（会計監査人による監査済のもの）及び事業報告に係る附属明細書
- E) セグメント情報
- F) キャッシュ・フロー計算書
- G) 各事業年度末現在における株主名簿の写し（原本証明付）
- H) その他、運営権者が自らについて報告又は公表すべきと判断した情報

2. 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定基準

県は、本事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認

¹⁵ 国際線チャーター便を含むエアラインの誘致業務については、提案に基づく旅客数の目標値を確保するための誘致業務を行うものとする。

¹⁶ 空港用地等貸付事業は、実施契約に基づいて行うものとする。

¹⁷ 協議会等は、空港法第 14 条第 1 項及び航空法第 47 条の 3 に基づいて行うものとする。

められる場合に、同事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

県は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、県港湾空港振興課のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

南紀白浜空港民間活力導入事業募集要項に基づき選定された優先交渉権者を、本事業の優先交渉権者とする。

なお、県は、優先交渉権者が、第 2. -1. - (9) -A) に基づき設立した S P C に対して運営権を設定し、本事業の運営権者とする予定である。

第4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約に特段の定めのない限り、原則として運営権者が負うものとするが、以下、例外的に県がリスク負担することがある場合を列挙する。

詳細は、実施契約において示す。

(1) 不可抗力

A) 不可抗力

県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、豪雨、地滑り、地震、火災その他の自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、実施契約に定める一定の要件を満たした事象を不可抗力とする。

B) 保険への加入

運営権者は、事業期間中、実施契約において県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、これを上回る保険に運営権者が任意に加入することを妨げるものではない。

C) 不可抗力発生時の対処

① 県による施設復旧措置を必要とする場合

県は、不可抗力が発生した不可抗力による運営権設定対象施設への物理的な損害につき復旧の必要性がある場合、県による運営権設定対象施設の復旧等（以下「施設復旧措置」という。）を行う。

県は、運営権者と協議の上、県による施設復旧措置の必要性の有無を判断し、運営権者に対して通知する。

県は、事業再開までの間、運営権者の実施契約上の義務の履行を一時的に免責することができる。なお、県は、運営権者との協議により不可抗力からの復旧スケジュールを決定し、実施契約上の義務の履行を再開する日時を決定する。

② 県による施設復旧措置を必要としない場合

不可抗力によっても、県による施設復旧措置を必要としないと県が認定した場合は、運営権者がすべての施設の回復の義務を負う。施設の回復に一定期間を要する場合には、運営権者からの申し出により、運営権者は県と次の内容について協議を行うことができる。

- a) 事業再開までの間、県が運営権者の契約上の義務の履行を一時的に免責すること。
- b) 不可抗力の影響が長期間継続する場合であって、事業の前提とする環境が大きく変化していると県が認めた場合、県が必要に応じて実施契約の見直しを行うこと。

(2) 瑕疵担保責任

運営権設定対象施設について、空港運営事業開始日以降1年以内に物理的な隠れた瑕疵

が発見された場合、県は、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について、合理的な範囲で補填する。

県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については責任を負わない。

(3) 特定法令等変更

事業期間中に、運営権者若しくはビル施設事業者のみ、民活空港運営法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ、又は本空港のみに適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令等の変更（以下「特定法令等変更」という。）が行われ、運営権者に損失が生じた場合は、県が当該損失を補償する。

(4) 緊急事態

事業期間中に本空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要（以下「緊急事態」という。）が生じたとき、県は、運営権者に対して事業の停止を命じ、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業・業務に協力しなければならない。

2. 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。なお、モニタリングの内容は以下を基本とし、詳細は実施契約において示す。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、モニタリング計画書の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、県からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

運営権者は、上記事項について自らモニタリングを実施し、その方法及び結果について、県に対して、四半期及び通期ごと又は県の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。また、要求水準書で公表を求める部分については、ホームページ上で公表する。

(2) 県によるモニタリング

県は、運営権者が要求水準を充足する運営を行っているか確認するためモニタリングを実施する。

モニタリングにあたって、県は、(1)の運営権者によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認める調査を実施し、要求水準の達成状況を確認すると共に、決算資料（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、付属明細表等）等を基に経営状況を確認し、評価する。

モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、県

は改善計画の提出を命じ、これによっても一定期間の間には是正が認められない場合には、県は、実施契約の解除を行う場合がある。

3. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- A) 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- B) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- C) 譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、一定の制限を課すものとする。

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。以下のうち、③、⑤（ただし、空港用地（非県有地）に限る。）及び⑦以外の施設を「運営権設定対象施設」という。

- ① 空港基本施設等（滑走路、着陸帯、誘導路並びにエプロン及びこれらに附帯する施設）
- ② 空港航空保安施設（航空灯火並びに付随する電気施設及び機械施設）
- ③ ビル施設（航空旅客取扱施設、航空貨物取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等のビル施設事業者が所有する施設）
- ④ 浄化槽施設
- ⑤ 空港用地等（航空法第46条に基づき告示された本空港の空港用地（航空保安無線施設が設置される国有地を除く。）及びこれに附帯する施設）
- ⑥ 駐車場施設等（駐車場、バス停等）
- ⑦ 展望広場（エアポートパーク）

2. 対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

本事業の対象となる事業場所は、空港条例に基づき設置され、その所在地等は以下のとおりである。

所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町

本事業の対象となる敷地面積：約 730,000 m²

(2) 空港用地等の貸付について

運営権者は、本事業の実施に必要な空港用地等について、行政財産等使用貸借契約書の定めるところにより、空港運営事業開始日に県から無償貸付を受ける。なお、空港用地等の中には、白浜町所有の土地等が含まれるが、県は白浜町からあらかじめ転使用貸借等の承認を受ける。

第 6. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① ビル施設運営等業務の引継及び準備
- ② ビル施設用地の使用許可
- ③ ビル施設運営等業務の実施
- ④ 空港運営事業の承継等及びその他準備
- ⑤ 空港用地等に対する使用権の設定
- ⑥ 公共施設等運営権
- ⑦ 空港運営事業
- ⑧ その他の業務実施条件
- ⑨ 計画及び報告
- ⑩ 更新投資等
- ⑪ 利用料金の設定及び收受
- ⑫ リスク分担
- ⑬ 適正な業務の確保
- ⑭ 子会社等
- ⑮ 誓約事項
- ⑯ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑰ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑱ 知的財産権

2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

第7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、運営権者の資産等については、第2. 1. - (9) -E) -b) と同様の取扱いとする。

ただし、個別の事業終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、運営権に係る詳細については実施契約に示す。

A) 県事由解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- ① 県は、県が必要と認めるときは、運営権者に対し、6 月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ② 運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間県が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ③ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

b) 解除又は終了の効果

- ① 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ② 県は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。

B) 運営権者事由解除

a) 解除事由

- ① 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ② 倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、県は、実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- ① 県は運営権を取り消す。
- ② 運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金（契約の解除原因となった事由により県に生じた損害が当該損害を超えるときは、その金額）を支払う。

C) 不可抗力解除又は終了

a) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする県による施設復旧措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契

約を解除する。

b) 解除又は終了の効果

- ① 不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- ② 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、県の選択に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

D) 特定法令等変更解除

a) 解除事由

特定法令等変更により実施契約に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

b) 解除の効果

- ① 県は運営権を取り消す。
- ② 特定法令等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、県がその損失を負担する。

2. 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第 8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、県は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、県は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

県は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県と運営権者で協議する。

第9. その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 債務負担行為に係る議会議決

本実施方針公表日現在、県において、県からのサービス購入料の支払いに関する債務負担行為の議会議決は未済である。かかる議決は平成30年6月の議会にて議決が行われる予定である。